

臨時！

すっごく！

保健室からの
おたより

みんな元気！

可児市立春里小学校
令和6年10月9日

感染症についての確認とお願い

これから先、寒さと乾燥が強まってくると、様々な感染症が流行することが予想されます。

学校保健安全法には、「学校において予防すべき感染症」と診断された場合、感染拡大を防ぐため、治癒するまでの決められた期間、学校医や医師の診断により出席を停止することができるかと定められています。

その間について「出席停止証明書」をご提出いただくと、「出席停止」となり「欠席」にはなりません。

出席停止証明書のもらい方

- ①医師の診断後、「出席停止証明書をもらえますか？」とお尋ねください。
- ②医師が必要と判断した場合「出席停止証明書」が発行されます。
※もらった「出席停止証明書」を学校へご提出ください。

<注意点>

- 出席停止証明書は有料である場合が多いです。
- 必要なのは「出席停止証明書」で、「診断書」ではありません。
「診断書」は高額ですので、お間違いのないようお気をつけください。
- インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症にかかった場合は、証明書の提出は必要ありません。医師から言われた出席停止期間を学校へご連絡ください。

出席停止証明書が必要な主な感染症

- ・水痘（みずぼうそう）
- ・百日咳
- ・麻疹（はしか）
- ・風疹
- ・溶連菌性感染症
- ・手足口病
- ・流行性耳下腺炎（おたふく）
- ・咽頭結膜熱（プール熱）
- ・流行性角結膜熱（はやり目）
- ・伝染性紅斑（りんご病）
- ・マイコプラズマ感染症
- ・流行性嘔吐下痢症

など

※このおたよりは、ホームページにも掲載しています。